



## 住民税務課・住民生活課 からののお知らせ

本庁 税務チーム TEL 0994-22-3037 支所 税務地籍チーム TEL 0994-25-2511

### ■ 軽自動車税減免の申請は 5 月 2 日までに！

軽自動車等の所有者（納税義務者）の方で障害者本人（ただし、18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方を含みます。）は軽自動車税の減免申請が受けられます。

#### 【申請に必要なもの】

- 車検証 ● 免許証 ● 印鑑 ● 軽自動車税納付書
- 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）

※ 障害者お一人につき1台です。（すでに、普通自動車の減免を受けている場合は減免されません。）

※ 車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等と記載されているものも減免の対象となります。

※ 障害等の区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、税務チームまでお問い合わせください。

### ■ 平成 28 年度から国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険加入者の皆さまの医療費などに要する費用を確保するため、平成 28 年度から税率等が改正されます。国民健康保険の健全な運営を維持するため、今回の保険税改正にご理解とご協力をお願いいたします。

#### ● 改正の内容

改正前（平成 27 年度）			
区 分	医療給 付費分	後期高齢者 支援金分	介護納 付金分
所得割率	7.7	2.8	2.5
資産割率	28.0	7.0	8.0
均等割額	16,500	5,500	6,700
平等割額	19,000	6,000	5,000
限 度 額	520,000	170,000	160,000
軽 減	軽減判定所得		軽減
	33万円を超えない世帯		7割
	33万円+ (被保険者数×260,000円)		5割
	33万円+ (被保険者数×470,000円)		2割

改正後（平成 28 年度）			
区 分	医療給 付費分	後期高齢者 支援金分	介護納 付金分
所得割率	8.0	2.8	2.5
資産割率	28.0	7.0	8.0
均等割額	21,000	5,500	6,700
平等割額	21,000	6,000	5,000
限 度 額	540,000	190,000	160,000
軽 減	軽減判定所得		軽減
	33万円を超えない世帯		7割
	33万円+ (被保険者数×265,000円)		5割
	33万円+ (被保険者数×480,000円)		2割

※ 国民健康保険税の4月納期は、仮賦課（前年度税額の6分の1）になっています。

**改正後の税率は7月の本賦課から適用されます。**



## 観光交流課 からののお知らせ

支所 観光交流チーム TEL 0994-25-2511

### ■ サイクルジャンボリーの開催について

第8回鹿児島県照葉樹の森サイクルジャンボリーが、平成 28 年 5 月 22 日に開催されます。

サイクルジャンボリーとは海・山・川と変化に富んだ美しい大自然と南国の太陽に育まれた照葉樹林がつづく「錦江町」をステージに行われる本格的なヒルクライムロードレースです。

錦江町文化センターをスタートし、Aコースは照葉樹の森、Bコースはでんしろう館がそれぞれゴールになっております。当日は沿道からの応援をよろしくお願いします。

※ヒルクライムロードレース…山頂をゴールとして山をロードバイクという自転車で登るレースです。

